

性能評価手数料一覧表

(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3第3項第四号の規定による)

(単位:円 非課税)

性能分野	評価の内容		手数料
	建築基準法	床面積の合計(A=延べ面積)	
構造安全性能 ※1	法第20条第1項第一号(第二号口、第三号口及び第四号口を含む)の認定に係る評価(時刻歴応答解析を用いた建築物)	A ≤ 500㎡	1,020,000
		500㎡ < A ≤ 3,000㎡	1,150,000
		3,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	1,600,000
		10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	1,690,000
		50,000㎡ < A ≤ 100,000㎡	2,260,000
		100,000㎡ < A ≤ 200,000㎡	2,590,000
		200,000㎡ < A	3,240,000
		特定天井※2を有する場合の加算	1,430,000
	令第139条第1項第三号及び第四号口(これらの規定を令第140条第2項、第141条第2項及び第143条第2項において準用する場合を含む。)並びに第144条第1項第一号口及びハ(2)の認定に係る評価(時刻歴応答解析を用いた工作物)	1基につき	1,150,000
耐火性能	令第108条の4第1項第二号の認定に係る評価	A ≤ 500㎡	1,150,000
		500㎡ < A ≤ 3,000㎡	1,290,000
		3,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	1,470,000
		10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	1,640,000
		50,000㎡ < A ≤ 100,000㎡	2,040,000
		100,000㎡ < A ≤ 200,000㎡	2,200,000
	200,000㎡ < A	2,500,000	
	令第108条の4第4項の認定に係る評価	A ≤ 500㎡	340,000
		500㎡ < A ≤ 3,000㎡	540,000
		3,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	730,000
10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡		940,000	
50,000㎡ < A	1,140,000		
避難安全性能	令第129条第1項の認定に係る評価 令第129条の2第1項の認定に係る評価	A ≤ 500㎡	870,000
		500㎡ < A ≤ 3,000㎡	1,020,000
		3,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	1,440,000
		10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	1,570,000
		50,000㎡ < A ≤ 100,000㎡	1,930,000
		100,000㎡ < A ≤ 200,000㎡	2,200,000
		200,000㎡ < A	2,500,000

- (備考) 1) 法第20条第1項第一号(構造安全性能)、令第108条の4第1項第二号及び第4項(耐火性能)、令第129条第1項、令第129条の2第1項(避難安全性能)のうち、既に評価を受けた計画の変更に係る評価にあっては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。
- 2) 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合に係る性能評価を受ける場合は、次のイ又はロに掲げる性能評価の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。
- イ. 法第20条第1項第一号の規定に基づく認定に係る性能評価 手数料欄に掲げる額の3分の1の額(1,000円未満の端数がある時は切り捨て)
  - ロ. イに掲げる場合以外の性能評価 手数料欄に掲げる額の10分の1の額
- 3) 入金された手数料は、審査途中で取り下げとなった場合でも返還できませんので、ご了承ください。

※1 特殊な建築材料(平成12年建設省告示第1446号第1各号に掲げる建築材料で法第37条各号に該当しないものをいう。)を使用する部分を有する建築物又は工作物に係る性能評価は除く。

※2 特定天井を有する建築物にあっては、当該特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は平成12年建設省告示第2009号第6第3項第八号に定める基準に適合するものである場合の性能評価に限る。